

令和元年第12回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和元年7月3日午後7時30分

場所

高砂市役所南庁舎4階研修室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、神尾委員、布施委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室長兼生涯学習課長、赤松学校教育室長、
北野教育推進室教育総務課長、高橋学校教育室学務課長、福原こども未来部長
藤田こども未来部子育て支援室長、榊原こども未来部子育て支援室幼児保育課長、
菅野こども未来部子育て支援室幼児保育課副課長

本日の会議に付した事件

協議事項

- 1 幼児教育・保育の無償化について

議 事 協議事項 1 幼児教育・保育の無償化について

- 事務局 (協議事項 1 について説明)
- 教育長 何かご質問等ございましたらお願いします。
- 委員 A 月額上限額とは複数の事業を利用する場合、どの様に考えるのですか。
- 事務局 上限額の考え方は、新 1 号については上限額が 2 万 5,700 円と定められております。保育の必要性があり、それ以外の一時預りなどを利用する場合は、1 万 1,300 円を利用料として使うことができますので、新 2 号と同様の上限 3 万 7,000 円まで利用できます。新 2 号については例えば障害児の通園施設が 3 万円とすると、残りの 7,000 円分違う事業を利用できます。新 3 号については、上限額が合わせて 4 万 2,000 円です。
- 委員 A 通園していて、一時預かりや病児保育などを利用する場合、1 万 1,300 円しか使えないということですか。
- 事務局 そうです。上限の範囲内での無償になります。
- 委員 B それを超えた場合には自己負担ということですか。
- 事務局 そうです。
- 委員 B 一時預かりで 1 日 600 円だった場合には、約 18 日分、20 日としたら 2 日分は自己負担となるのですか。
- 事務局 民間の幼稚園だとこの上限額よりも保育料が高いケースが多いです。認可外施設を月 5 万円で利用しているのであれば、上限 3 万 7,000 円ですので、それ以上の支給はありません。
- 委員 A 病児保育の利用は、趣旨が違うのではないかと思います。
- 事務局 認可施設以外を無償化しようという事です。待機児童がいる各市町においては、認可外の保育施設を受け皿とします。認可外だけでは足りないところは、幼稚園と一時預かりや、病児保育などを併用して保育の受け皿としている現状があります。その様な現状があり、今回の法律の中で一時預かりや病児保育などの事業が無償の対象になっています。病児保育の目的が病気の子供を預かるという事業ですので、目的が違うように思いますが、例えば、保育の必要性があり、2 時まで幼稚園を利用して、2 時間一時預かりを利用している。その場合にその子供が病気になった。そこで病児保育を利用した場合に、その上限の範囲内であれば病児保育も無償で使えるということです。恒常的に病児保育を使うというのは考えにくいと思いますが、無償の対象になっています。
- 委員 A この無償化により、障害等で手厚くしている形の一時保育や病児保育に対する補助金等がなくなってしまう事がありますか。
- 事務局 これまでの病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター事業というのは、子ども・子育て支援新制度の中の子育て支援事業の中にありました。これ

は今までも補助なし、全て自己負担で利用する仕組みになります。

- 委員A そうでしたか。
- 事務局 はい。ここの部分については、保育の必要性があるけれども預け先がないというのを前提に、無償化の対象になっています。病児保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業については、これまでどおり認可施設の方が使う場合については全て自己負担となっております。
- 教育長 国に準じて、高砂市も5年間の経過措置を設けて監督基準を満たさない施設については指導等関わっていくことがありますか。
- 事務局 認可外の監督基準を満たしていない、届け出のみを提出している施設につきまして、法律では5年間の経過措置を設けて無償化の対象という仕組みになっています。高砂市内には1施設あり、高砂市の児童も利用しています。この施設については、無償化の対象施設を把握するために、施設に行きましてヒアリング等も行い、基準を満たしていないところを把握しております。いち早く基準を満たすように指導をしており、施設側からも基準を満たすように努力をすると聞いています。また、市外施設につきましても、認可外の届け出のみを提出している施設で、高砂市の児童が利用している施設がございますが、その確認指導につきましては、施設があります市町が行う仕組みとなっておりますので、その市と連携しながら、また、認可外の基準の認可を行っている県とも連携しながら指導等を行い、子供たちが安心・安全に利用できるようにしっかりと関わっていきたいと考えております。
- 教育長 お聞きしていて、全国的に見ると待機児童が多く、それをゼロにしていくことと、認可外の施設については、きちっと施設の面や質の確保をしていこうというのが背景にあるように感じましたので、教育委員会とこども未来部が共に考えていけたらと思っていますのでお願いします。他に何か委員の皆さんからご質問ありましたら。
- 委員B 安心・安全な面で基準を満たしていないということで経過観察ということでしたけれども、具体的にどういう問題点があるのですか。
- 事務局 現在高砂市にある施設については、給食室と保育室と区別する必要がありますが、ダイニングキッチンのように仕切りがありません。その仕切りをするのか、給食を外部搬入にして衛生面を確保するという事で聞いています。
- 委員B わかりました。
- 委員A 有資格者の比率の問題で、保育園と幼稚園の部分で、保育士、教諭の有資格者の比についても変わってくると思います。それぞれの保育園、こども園、私立も含めて有資格者の充足率などは把握されていますか。
- 事務局 特に認定こども園については、保育園、幼稚園を合わせた形ですが、基準についてはどちらも高いほうの基準をとっていますので、非常に厳しくしております。資格については、保育士の基準を受けていまして、県の条例の基準で3歳

児は25人に1人、4.5歳児は35人に1人でいいのですが、高砂市の場合は20人に1人、30人に1人で配置をしています。ただ、民間については、必ずしも20人に1人というわけではなくて、途中入所で21人になった場合などに柔軟な対応ができるような仕組みになっております。ゼロ歳は3人に1人の保育士、1、2歳については6人に1人の保育士を配置しています。こども園は幼稚園教諭の免許と保育士の資格、両方持った者がクラスを持つという基準が設けられ、公立、民間問わず、その基準どおりの配置となっています。

○教育長 監督基準を満たしている認可外施設と、満たしていない認可外施設があるのですよね。その違いを教えてください。

○事務局 認可基準よりも緩いのですが、国が定めた認可外保育施設指導監督基準というものがあります。この基準を満たしている認可外施設は無償化の対象となります。基準を満たしていなくても、届け出だけで施設は運営できますので、それらの施設は無償の範囲外、ただ5年の経過措置期間を経て無償にはなりません。

○教育長 基準を満たしていないというのが、給食の仕切りであるとか、施設のスペースであるとか、そういう基準であって、それを満たしていないけど届け出だけしているような施設は経過措置の中で指導していく。その基準は満たしているけれども認可外の施設については、無償化の対象にはなりませんよと、そういうことですね。

○事務局 はい。補足しますと、児童福祉法上で、認可外の運営をする際には届け出をすることになっており、届け出れば認可外施設の運営ができることになっています。その中で基準を満たしている、満たしていないという線引きがありまして、基準を満たしていないところも多くあります。基準を満たしてなくても、待機児童であるとか、特色がある保育をしているということで利用する場合がありますので、今回その経過措置を設けて、基準を満たすまでの間を無償の対象にしましょうと。5年間の経過措置の間に何とかその基準を満たすように、認可外施設を巡回指導する支援指導員の配置や施設の改修に対する県の補助が新たに創設されます。

○教育長 わかりました。

○委員A 院内保育所はどういう形の施設になっていますか。

○事務局 高砂市民病院、加古川医療センター、加古川中央病院には院内保育所がそれぞれありますが、全て認可外の基準を満たしていない、届け出のみの施設です。ただ、高砂市民病院に聞いたところ、十分基準を満たせるようなので、市民病院へ基準を満たすように指導しています。

○委員C 無認可の施設というと、認可がおりないというのは何か問題があるのではという捉え方を一般的にはすると思います。そこが無償化ということは、市がきちんと監督してくれるのだろうという期待は皆さん持たれると思います。子供たちが差のないようにご指導いただけたらありがたいと思いますので、どんどん

情報が新しくなると思いますから、無認可のところ、届け出だけのところの先生方にも情報を共有していただけてということをお願いいたします。

○委員D 認可外施設を認可できるように指導はしているのですか。質の向上という意味では認可施設のほうが質が高いと思います。

○事務局 高砂市では供給量を確保できていますので、認可外施設を利用せず、認可施設を利用するように指導はできます。ただ、保護者が特別な教育、特色のある教育を受けたいから認可外を利用するという場合は自由に選択できます。ただし、安全安心でありますとか、教育の質がかけ離れているというのであれば、指導します。また、認可外から認可に移すということですが、需要に対して大きな供給量があると、大幅な補助を出さないといけない仕組みがあります。多くの待機児童がいるのであれば認可外を認可に移して待機児童を解消するという指導はできるのですが、高砂市の場合は需要と供給のバランスが合っていますので、認可外に対して補助や保育士の雇い入れの指導をするのは難しいです。ただ、何も指導できないということではなくて、今回無償化によって関与できるような仕組みもできましたので、利用する児童がいれば、指導をできる範囲で指導していきたいと思います。

○委員D 高砂市の子供達なので、市として頑張っていただきたいです。

○事務局 部屋の面積や保育士の取得などの環境面だけではなく、保育内容や保育士の研修の機会を設けなければいけないなども指導監督基準に含まれています。その監督基準を満たすように、指導していきます。

○委員D ありがとうございます。

○教育長 次の部分の説明について、また副食費の無償化についてのご意見をいただきたいとのことでした。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

○事務局 幼児教育・保育の無償化による副食費の無償化についてご意見です。高砂市としましては、さらなる無償化範囲の拡充を検討しておりまして、ご意見等がございましたら伺いたいと考えています。

○委員A さらなる拡充というのは、どういう形の拡充ですか。

○事務局 従来の給食費は、1号認定は実費徴収、2号認定は副食、おかずの部分は保育料に含まれています。今回の無償化では、副食費を除く部分を無償にしまして、副食費については実費徴収するという仕組みに変わっています。年収360万未満の第3子や、ひとり親、生活保護世帯はこれまでも保育料は無償であり、給食費についても引き続き無償という仕組みになっています。それに加えて、国は第3子やひとり親だけでなく、年収360万未満の人について全て副食費を無償にと拡充をしています。国は360万のラインを引いていますが、高砂市ではそれを超えた範囲での無償を今検討中です。財政的な問題もありますので、全て無償化するのは難しいですが、例えば第2子は無償化にするとか、所得基準の範囲を広げるとか、いろんな考え方がありますが、国の無償化対象よ

りも少し広げてはどうかと庁内の会議で出ましたので、教育委員の皆さんにもご意見いただきたいです。

- 委員 A 根本的には全部無償になればいいというのはあります。ただ、国の言っている政策の基準よりも高砂市が一步進んだ形のことをやりたいというとき、どこまで負担できるのかというのがわからないだけに、判断が出来ないです。
- 事務局 財政的にどこまでの範囲でというのはあると思います。考え方としては、例えば少子化対策としてたくさん子供を産んでももらいたいというところで、今は第3子以降は無償になっていますけど、第2子から無償という考え方もございます。年収のラインで引きますと、なぜこの年収でラインを引くのだというのが非常に難しく、かといって全部が無償になると財政的な負担が大きくなります。財政的な考え方でいえば、第2子から無償という1つの案を持っています。年収のラインで引くにしても、一番対象人数が多いところでのライン線というのも1つの案かなと、今いろんな案を出して考えているところです。
- 委員 A 子供を増やすための施策だったら、産む環境を整備して、収入よりも第2子を完全無償化されたほうがインパクトはあり、現実的だと思います。
- 教育長 収入よりは第2子から無償という考え方のほうが、財政的な面が心配されま
す。ほかにご意見ございますか。
- 委員 D もちろん多く支給するのがベターな考えだと思いますが、高砂市が子育てに環境のいい場所だと思われるようになったらよりよいと思います。そういう意味では、明石市が子育て環境がいいと評判ですので、比較するとどうなのかというのを教えてください。
- 事務局 明石市は保育料の無償化する前から第2子以降の保育料を無償にするなど、子育て対策に力を入れています。それだけではないと思いますが、明石市に転入する方が増えたということも聞いております。給食費についても無償にするという考えを早くから打ち出しています。その他にも、国に先行して保育料の無償にしていた市は、その財源を給食費に充て、明石市、神戸市の一部、加西市は無償化にすると聞いています。また、三木市、佐用町、上郡、養父、市川、神河町は一部ですが、無償にすると聞いております。
- 委員 B 第1子から無償だということを進めているとのですか。
- 事務局 市によっては違うのですが、明石市と加西市は全部無償の対象にすると聞いています。
- 委員 D 加古川市や姫路市はどうですか。
- 事務局 加古川は今のところはしないと聞いています。姫路市は検討中ということ
です。
- 委員 D 財源があればもちろん明石レベルにしてもらいたいです。インパクトもありま
すし。人口の流出を防いで、逆に転入してもらいたい。高砂市の人口の増に繋が
ればなと思います。

- 事務局 そういう意味ではおっしゃいますようにインパクトがあるので、頑張っていきたいと思います。
- 委員D ぜひお願いします。
- 委員A 高砂市が明石市と違うところは待機児童がないということです。保育園に預けられないから、認可外のお金のいるところへ行かなきゃならない。そういった不満を現実には聞いています。高砂市は保育園、幼稚園が充実しているので、後はアピールの問題なのだと思います。高砂市がやっていることをアピールすれば、変わってくるのだと思います。保育園、幼稚園が充実していて、加古川市の子供も多く高砂へ来ています。長年の施策の充実があつて来ているのだということをアピールすべきです。
- 委員C 本当にもっと言ってほしいです。この間、近畿の音楽教育の大会があり、幼児教育で高砂市が発表したのですが、根拠を持ったきちんとした内容で、アドバイザーの先生もべた褒めでしたし、非常に内容のいいことをしているのです。ですから、もっとそれをアピールしてもらったらいいいのではないかと思います。色々な施策をしても少しずつやっていることは目立たないので、やるのなら思い切ってどこか1つ抜きん出たものされたほうが目につくと思います。若いお父さん、お母さんが、高砂市にしようと思うようなものを上手にアピールしていただきたいです。内容は非常にいいと思いますので、アピールできることはいっぱいあると思います。
- 教育長 アピールの仕方という考え方を踏まえて、高砂市の副食費の無償化の対象範囲へのご意見をいただけたらと思います。ほかにありませんか。
- 委員A 副食費だけでなく、給食費全部を無償にするような形があってもいいのかなと思います。対象外の人との実費の差が大きく出るかもしれませんが、無償化対象外の人、主食、副食どちらかを無償化していくようなことを考えていってほしいと思います。
- 教育長 副食費だけではなくて主食も含めた給食費を無償化していくという考え方ですね。財政的な数字が出てないので、勝手な意見と聞こえるかもしれませんが、その辺も貴重なご意見として聞いていただいて、その数字を確認いただいた中で、可能になることに対しては検討していただけたらと思います。
- 委員B できる限り出していただいて、それが1つの特徴になればと思います。
- 教育長 ご意見いただいたのは、全てのお子さんが無償になればいいのだけれども、それは財政上難しいだろうから、収入があつたとしても第2子から無償。それから、副食費だけじゃなくて、主食も含めた給食費を無償にして、その対象はまた考えていただくというご意見等が出ました。ほかの自治体の例も話が出ましたけど、無償化にしていく上でアピールできる、インパクトのある政策ができれば、もっと市民の方にも周知できて認めていただけるのではないかというアピールの仕方も含めてご意見をいただきました。ほかに何かないですか。

- 事務局 この保育料に関する条例とか予算化等を予定しています。給食費は検討中ですので、未定ですが、決まるようであれば報告しますし、今後の動きについてもお伝えいたします。
- 教育長 8月の市議会臨時会につないでいただくということで、よろしくお願ひいたします。では、これで閉会します。

令和元年7月3日 午後9時12分 教育長会議の閉会を宣告
